

低所得の妊婦の方対象

草加市

初回産科受診料助成のご案内

草加市では、低所得の妊婦の方が、妊娠の診断を受けるための初回産科受診に必要な費用の一部を助成します。

対象者

初回産科受診日において、草加市に住民票があり、次の①か②のいずれかに該当する妊婦

- ① 市民税非課税世帯に属する方
- ② 生活保護法による被保護世帯に属する方

※世帯の課税状況を確認すること、関係機関との情報共有や継続的な相談を行うことに同意いただけることを要件とします。

助成内容

- ・保険診療外の妊娠判定に要した費用（診察、尿検査、超音波検査等）
- ・1回の妊娠につき10,000円を上限

申請方法

産科医療機関を受診した日から6か月以内に、必要書類を添えてにんしん出産相談室ぽかぽかへ申請してください。

【申請に必要なもの】

- ① 草加市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成金交付申請書兼請求書
- ② 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ③ 妊娠判定のための受診費用の領収書及び明細書の原本
- ④ 世帯全員の非課税証明書(下記に該当する方のみ)
 - 【申請日が1/1～6/30の場合】 前年の1/1に草加市に住民登録がない方
 - 【申請日が7/1～12/31の場合】 その年の1/1に草加市に住民登録がない方
- ⑤ 生活保護を受給している場合は、生活保護受給証明書
- ⑥ 金融機関の口座がわかる通帳またはキャッシュカードの写し

※世帯収入未申告の場合は、申告後申請してください



お問い合わせ

こども家庭課 母子包括推進係 にんしん出産相談室ぽかぽか

〒340-0041 草加市松原1-3-1（子育て支援センター2F）

TEL 048-953-9887

利用時間 平日8:30～17:00